

文教委員会資料②

1 請願・陳情の審査

(2) 陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情

資料 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

こども未来局

(令和5年11月17日)

陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

1 認可保育所におけるバス送迎に関する本市の現状等

- 現状において、バス送迎を実施している認可保育所はない。
- これまで実施の可否に関する検討は行っておらず、バス送迎に関するルールやガイドライン等も設けていない。
- 川崎認定保育園の認可化にあたっては、移行後のバス送迎を御遠慮いただいている。
 - ※ 保育所等における自家用車等での送迎を、近隣住民への配慮等から、原則として認めていないこともあり、このような運用を行っている。
- 既存の認可保育所からの、バス送迎の実施に関する要望や相談はない。
- 本市において、認可保育所でのバス送迎を禁止する明文化された規定はない。
- 国は、認可保育所におけるバス送迎を禁止していない。

2 認可保育所におけるバス送迎に関する他都市の状況

(令和5年10月時点)

横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている。 ・令和4年9月にバス送迎等の利用実態に関するアンケート調査を行った上で、同年10月に市独自の安全管理ガイドラインを策定
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている。 ・令和3年8月に保育所等におけるバス送迎の実態調査を実施（認可保育所101施設のうち22施設が送迎バスを利用）
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている。
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている（認可保育所での利用実態はない。）。
大田区	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている（認可保育所での利用実態はない。）。
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎を認めている（本園・分園間でのバス移動以外に利用実態はない。）。

※ 横浜市以外の自治体は、バス送迎に関する独自のルールやガイドライン等は作成していないが、国が公表した安全管理マニュアルの周知を行っている。

⇒国は、令和3年7月に福岡県中間市で、令和4年9月に静岡県牧之原市で立て続けにバス置き去り事件が発生したことを受け、令和4年10月に、『こどものバス送迎・安全徹底プラン』を策定し、バス送迎における安全管理マニュアルを公表している。

陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

3 バス送迎に関して想定される課題

- バスの駐停車や児童の受渡し等に関するルールの検討
- 事故発生時の対応等に関する検討
- 送迎範囲や送迎時間等に関する基準の要否等に係る検討
- バス送迎の利用者からの費用徴収等に関する考え方の整理
- 地域型保育事業や幼稚園等の周辺施設との調整
- 安全装置の設置費用に関する補助の予算化に向けた調整 等



今後、市内事業者への丁寧な状況説明やヒアリング、国がバス運行の安全管理や保護者からの費用徴収等に関して示している取扱の内容の精査、市内幼稚園、川崎認定保育園や既に認可保育所によるバス送迎が行われている他都市の状況の調査を行ったうえで、これらの課題の検討、本市における考え方の整理を進める。

4 陳情に対する考え方

- 今後は、多様化する保護者のニーズへの対応や、定員割れ施設の増加など保育需要が新たな局面を迎える状況において、各施設が運営を継続するための取組等への柔軟な対応として、希望する認可保育所がバス送迎の実施を行えるよう、これまでの運用を見直す。
- 3で掲げた各課題について、市内事業者へのヒアリングの結果や、国が示している取扱、他都市の状況等を踏まえ、本市における、バス送迎に関するガイドラインを作成し、認可保育所等におけるバス送迎が安全・安心かつ円滑に行われるよう、体制や環境の整備を進めていく。

5 今後のスケジュール

R5.12~R6.3	市内事業者へのヒアリング、他都市の状況の調査等 想定される課題の検討・考え方の整理
R6.4~R6.7	バス送迎に関するガイドラインの作成
R6.8~	ガイドラインの事業者への周知、バス送迎の実施を希望する事業者との協議・調整
R7.4~	ガイドラインに基づく運用の開始